

3 酒税法における酒類の定義及び分類

種類 (酒税法第3条)	品目 (酒税法第4条)	主な製造方法	備考
----------------	----------------	--------	----

酒

類

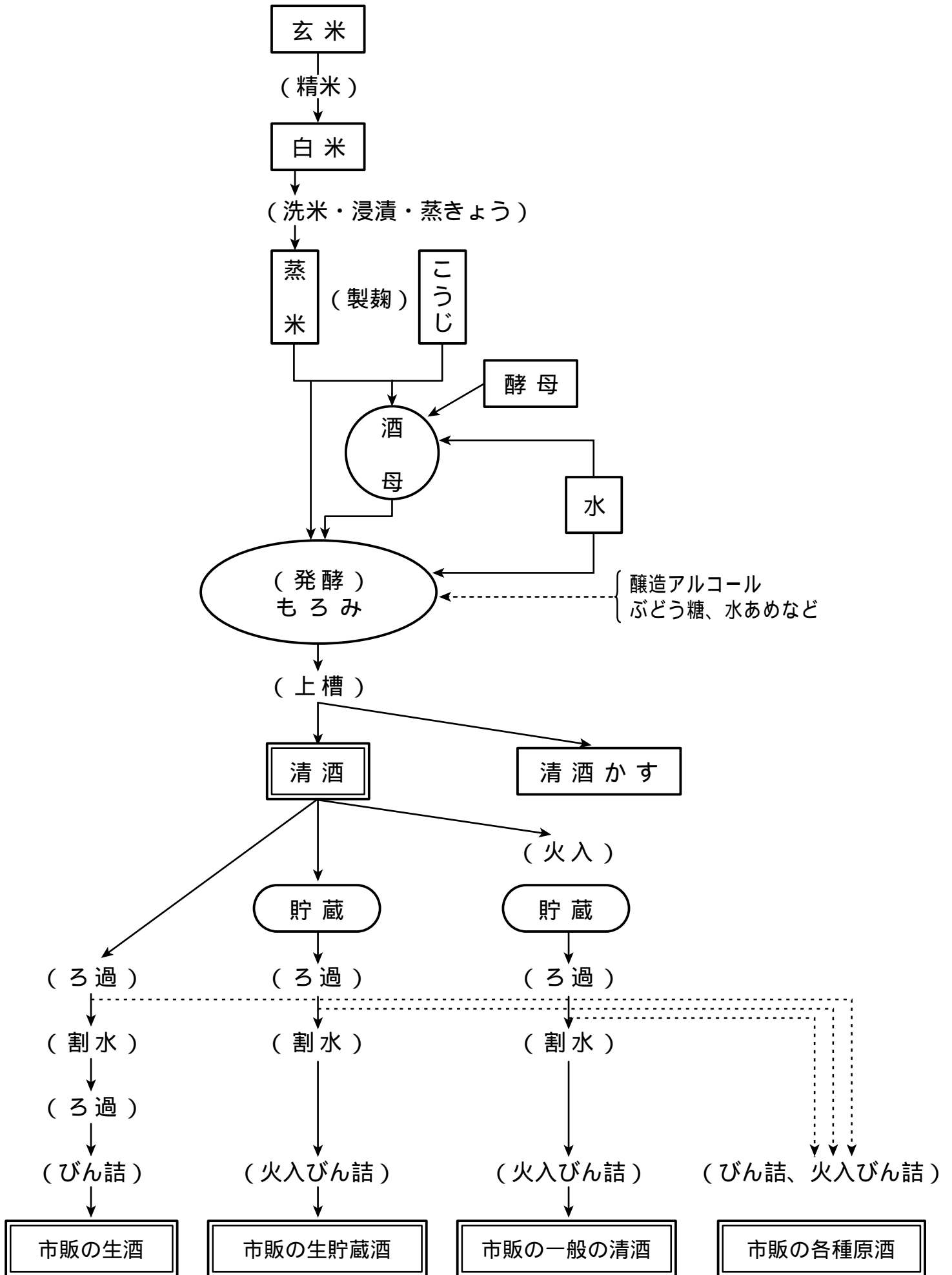
(定義) アルコール分1度以上の飲料をいう。

(酒税法第2条)

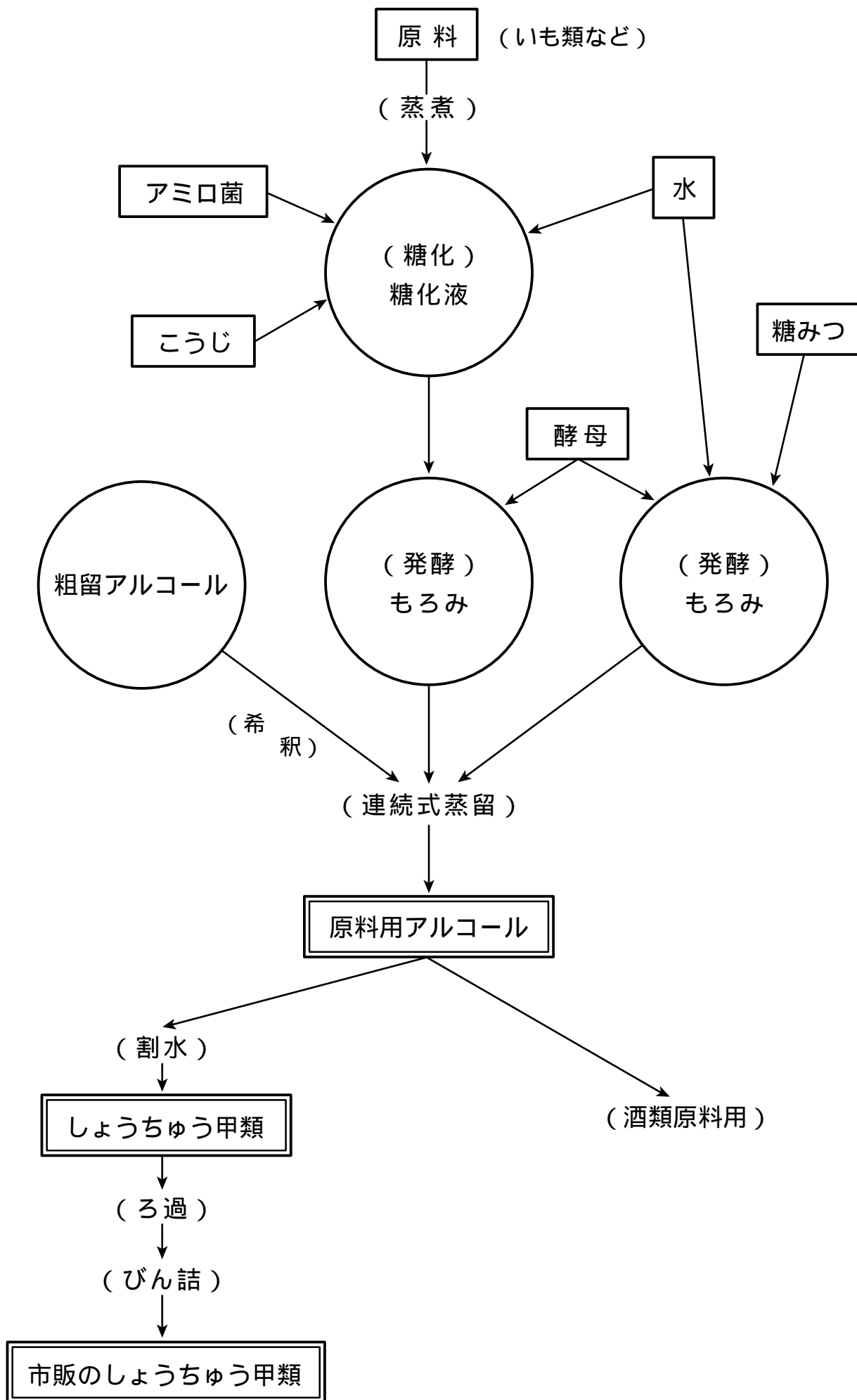
清酒		*米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの *米・米こうじ・水・その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの	
合成清酒		*アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの	
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	*アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの	
	しょうちゅう乙類	*アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール度45度以下のもの	
みりん		*米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール・その他政令で定める物品を加えてこしたもの	
ビール		*麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの	
果実酒類	果実酒	*果実を原料として発酵させたもの	(例) ぶどう酒、りんご酒
	甘味果実酒	*果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの	
ウイスキー類	ウイスキー	*発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	(例) ジン、ウォッカ、ラム
	ブランデー	*果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	
スピリッツ類	スピリッツ	*清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの	(例) ペパーミント、キュラソー
	原料用アルコール	*アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの	
リキュール類		*酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの	
雑酒	発泡酒	*麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの	
	粉末酒	*溶解してアルコール分1度以上の飲料とする事ができる粉末状のもの	
	その他の雑酒	*清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類	

4 酒類の製造工程図

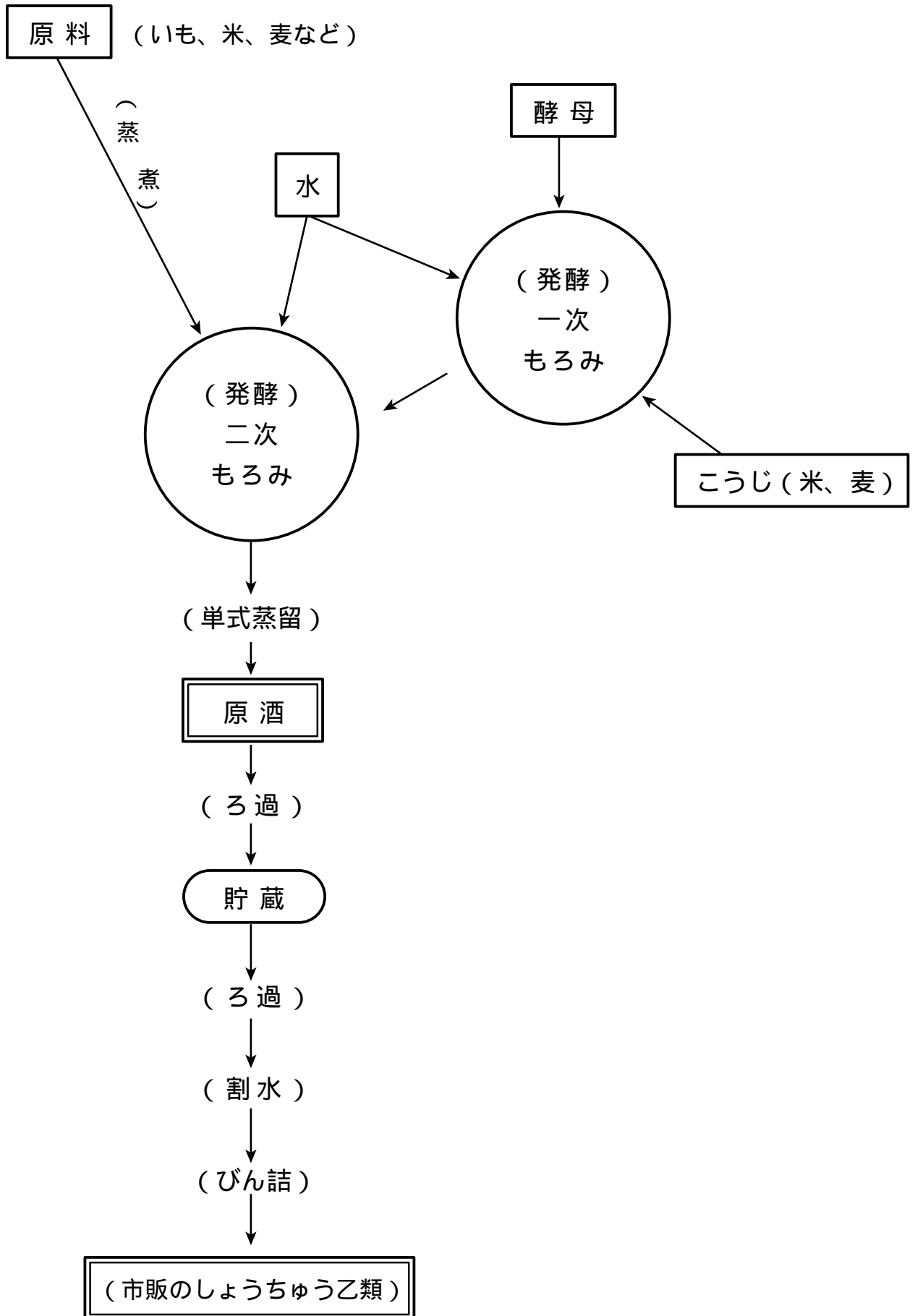
(1) 清 酒



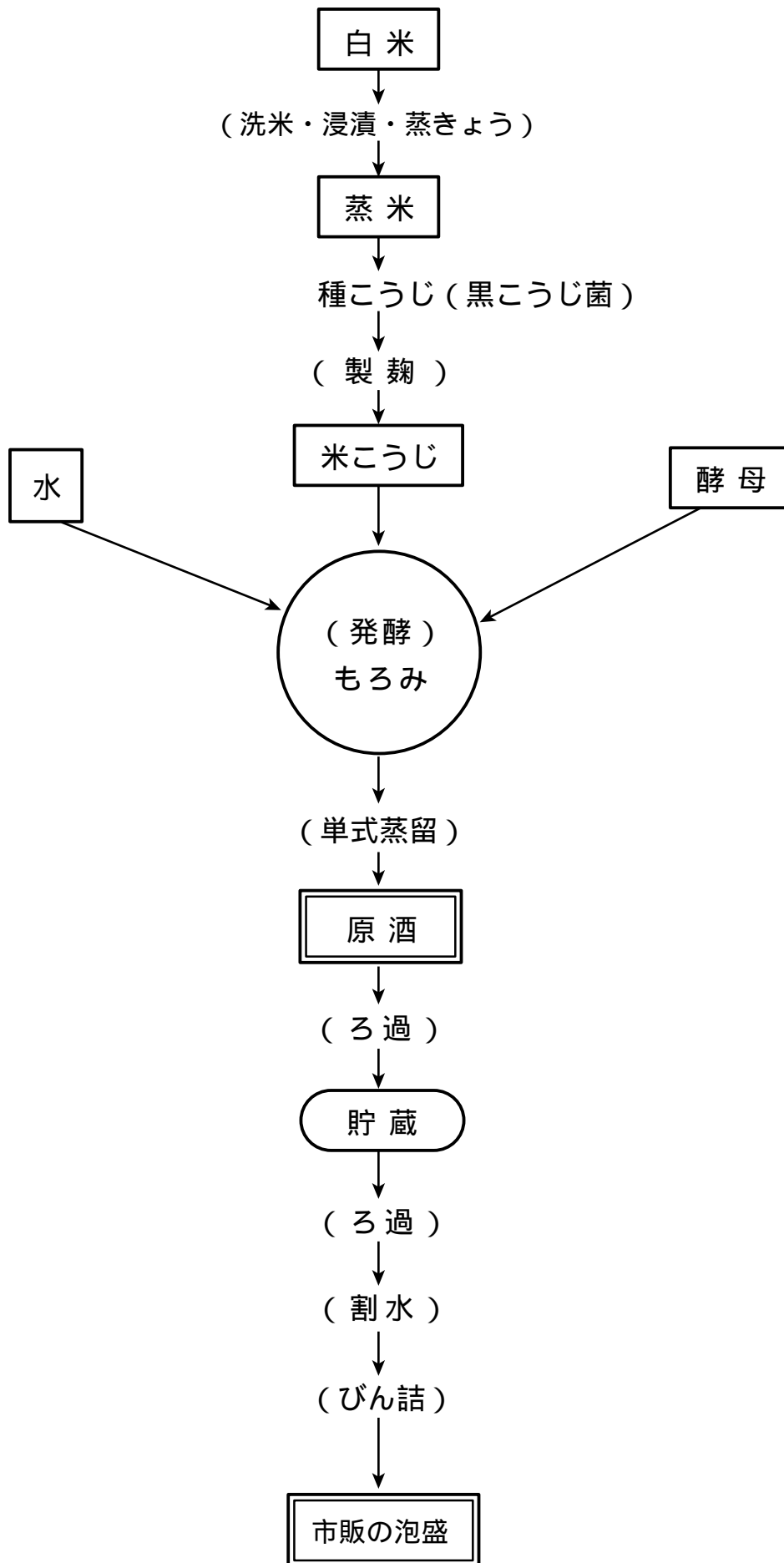
(2) しょうちゅう甲類・原料用アルコール



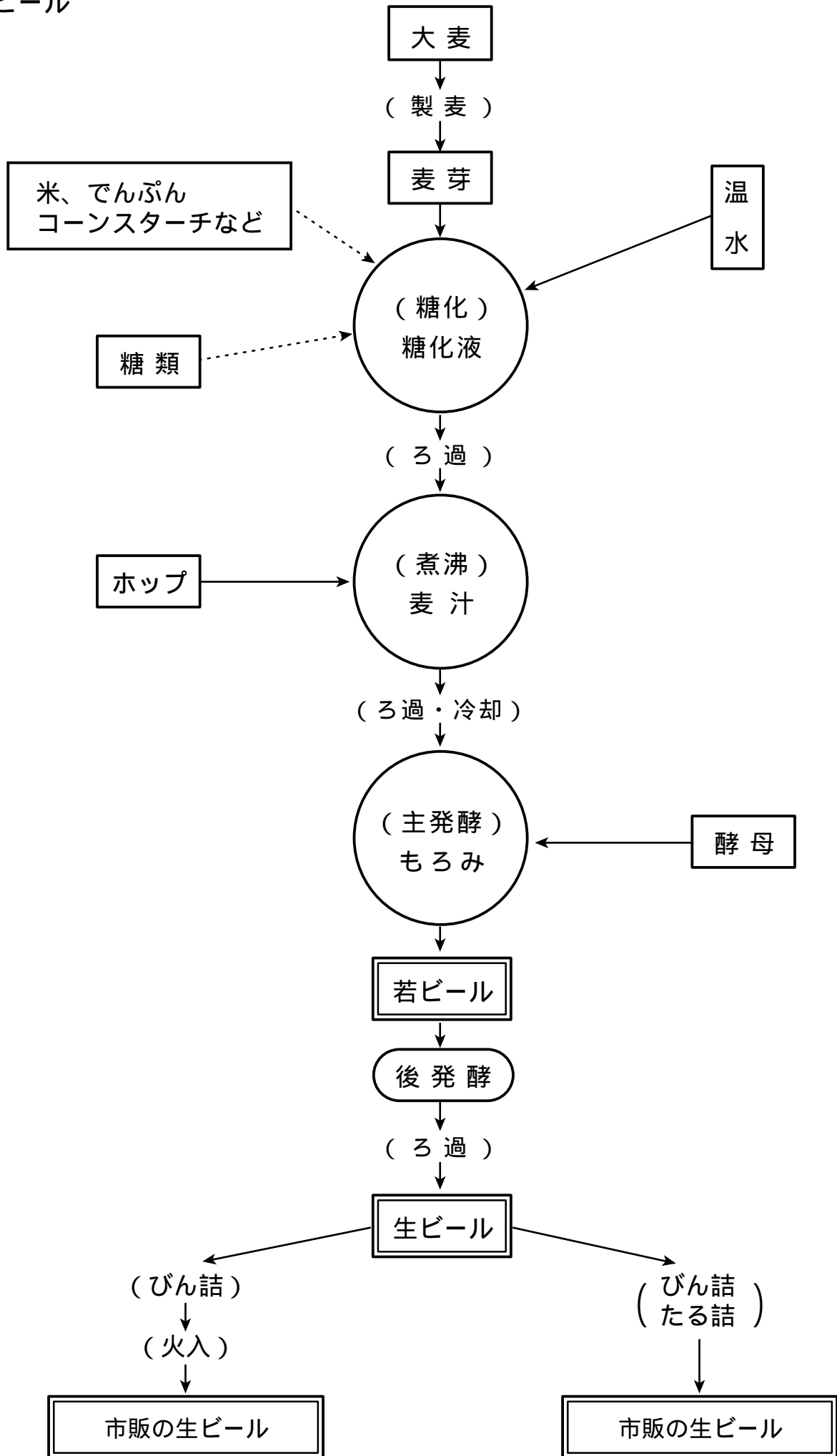
(3) しょうちゅう乙類



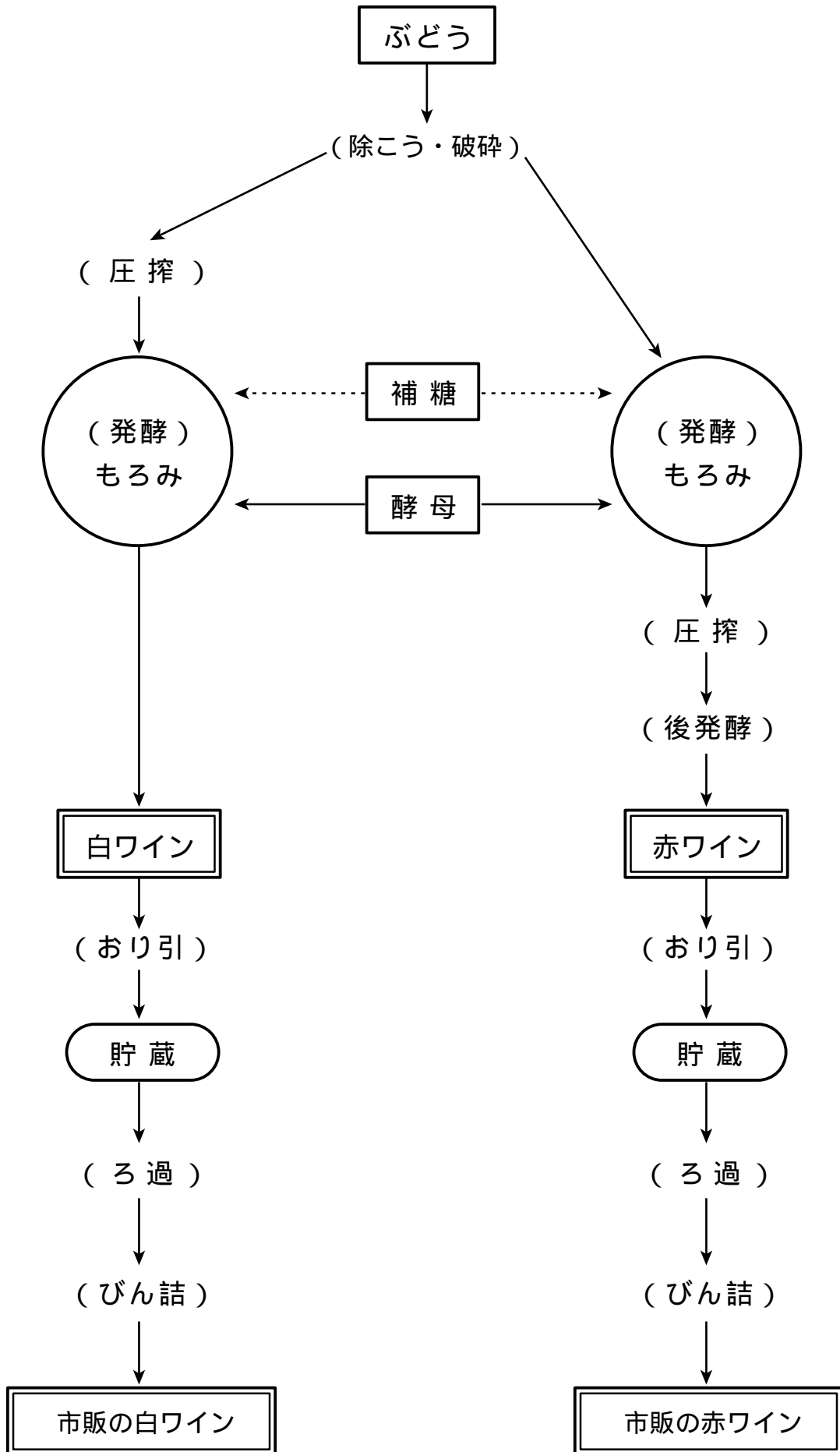
(4) しょうちゅう乙類 (泡盛)



(5) ビール



(6) ワイン



(7) ウイスキー

